

## (仮称) 函館市幼保連携型認定こども園審議会条例(案)について

### 1 審議会設置条例制定の必要性

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第25条において、次の権限に属された事項を調査審議するため、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くことが規定された。

- (1) 幼保連携型認定こども園を認可しようとするときの意見  
(法第17条第3項)
- (2) 幼保連携型認定こども園の事業の停止または施設の閉鎖の命令をしようとするときの意見  
(法第21条第2項)
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可の取消しをしようとするときの意見  
(法第22条第2項)
- (4) 施行期日  
子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

### 2 本市の考え方

本市においては、幼保連携型認定こども園の認可等に係る審議会を条例の制定により設置することとし、その委員構成については、現行の函館市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員に市長の指定する者(幼稚園についての学識を持つ者)を加えることとする。

※ 函館市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉法に基づく審議会として、児童福祉施設の認可や処分に際しての調査審議を行うことを役割としていることから、この委員構成に幼稚園の学識を持つ者を加えることにより、認定こども園の学校教育部分(幼稚園部分)を含めた調査審議が充足できるものとする。